



## 令和5年度行政相談委員全体会議を開催し、 行政相談業務に功績のあった委員を表彰

熊本県内の行政相談委員 75 名が出席する行政相談委員全体会議を開催しました。  
会議では、総務大臣からのメッセージの伝達のほか、行政相談業務に尽力した行政相談委員への表彰、叙勲受章委員の紹介等を行うとともに、令和5年度行政相談業務運営方針について、行政相談委員の皆さんに説明を行いました。

### <会議の概要>

日 時 : 令和5年5月22日(月) 13:30~

場 所 : ザ・ニューホテル熊本(熊本市西区春日1丁目13-1) 2階「おしどりの間」

### <全体会議の様子>



挨拶する高田九州管区行政評価局長



九州管区行政評価局長表彰授賞  
(小野委員(阿蘇市担当))



熊本行政評価事務所長感謝状贈呈  
(高沢委員(水俣市担当))



会議の様子

<各種表彰等受賞委員の紹介>

表彰等の種別	氏名(敬称略)	担当区域
令和5年度春の叙勲瑞宝双光章	藏原 維範	熊本市
九州管区行政評価局長表彰	小野 眞由美	阿蘇市
	松尾 一	益城町
	池林 通秋	天草市
公益社団法人全国行政相談委員 連合協議会会長表彰	野田 泰臣	南関町
	島田 裕子	山鹿市
熊本行政評価事務所長感謝状	中嶋 孝教	和水町
	佐藤 清孝	菊陽町
	田上 照代	熊本市
	志垣 千津子	宇土市
	進 主税	産山村
	吉岡 時治	西原村
	藤田 修一	宇城市
	高沢 克代	水俣市
	明石 弘之	天草市
	菅原 利満	天草市

### <行政相談委員とは>

行政相談委員法(昭和 41 年法律第 99 号)に基づき、総務大臣が委嘱した民間有識者で、地域住民の気軽な相談窓口として、各市町村に 1 名以上、全国に約 5,000 人配置されています(令和 5 年 5 月 1 日現在、県内に 105 人)。行政相談委員は、無報酬(ボランティア)で、住民から国・県・市町村等の行政に関する相談などを受け付け、その解決のために、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行っています。

なお、熊本県内では、相談件数 2,050 件のうち 1,101 件を行政相談委員が受け付けています(令和 4 年度)。

# 令和5年度行政相談業務運営方針

熊本行政評価事務所

行政相談制度が地域住民により身近なものとして利用されるよう、次のことに重点を置いて業務に取り組むこととする。

なお、各業務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に引き続き留意しつつ取り組むこととする。

## 1 行政相談事案への対応

相談者の相談内容を的確に把握し、関係行政機関等に確認するなどして迅速に相談者の困りごとを解消するよう努め、行政相談に対する国民の信頼向上を図る。

また、行政運営上の課題について、日頃から幅広く情報の収集と検討を行いつつ、運用上のあい路等により解決が困難な事案については、行政苦情救済推進会議に付議して民間有識者の意見も踏まえて改善を図り、その結果を広報することにより、行政相談の存在感を高める。

## 2 広報活動の充実

行政相談制度及び行政相談委員制度が地域社会において一層認知され、利用されるものとなるよう、各種の機会を通じて、国民及び行政機関・団体等に対して周知及び広報を行う。

市町村連絡担当者と日頃から緊密に連絡を取り、良好な関係を構築することにより、委員活動に係る取組の広報紙への掲載等を積極的に働きかけ、これを実現する。

また、委員が開催する行政相談懇談会や出前教室、地域イベントでのPR活動、コミュニティFMへの出演等に対して、引き続き事務所から資料提供や職員派遣等の支援を行う。

## 3 行政相談委員に対する支援等

① 2年以上続いたコロナ禍により行政相談委員活動が制約を受けたが、令和5年度においては感染状況の落ち着きを踏まえ、特に新たに委嘱された委員をはじめ委嘱期間が短い委員を中心として、職員が定例相談所を訪問する等、委員と十分な意見交換を行うことにより、委員の相談活動を丁寧に支援する。

② 委員の表彰等の市町村に対する報告を行う際や、地区連絡会議の開催等で所長ほか事務所幹部職員が市町村を訪問した際には、行政相談委員が地域社会において一層認知され、その存在感を増すよう、市町村長等に対して、行政相談委員制度の周知と委員活動への更なる協力を依頼する。

③ 令和5年度も引き続き、委員との信頼関係の醸成に努め、委員に対して、総務省及び熊本行政評価事務所の行政相談の動向に係る情報提供と委員活動に必要な知識及び技能の向上に係る資料提供を積極的に行う。

#### 4 委員意見（4条意見）に対する支援

行政相談委員に対して、各種機会を通じて委員意見により行政運営が改善された事例を紹介するとともに、委員から提出された月例報告等から委員意見となりうる事例を見つけ出し、委員に対して、関連する行政情報の提供や助言等を行うことにより、委員意見の提出に結びつける。

#### 5 災害等の特性に応じた行政相談活動の展開

地震や大規模な風水害、感染症の蔓延等、災害等が発生した場合、災害の特性を踏まえた上で、行政相談によりどのような対応が可能か検討し、本省及び九州管区局と連携して相談窓口に関する情報提供等の必要な地域住民に対する支援を行う。

#### 6 合同行政相談所の充実

行政相談週間を中心として、委員、関係行政機関及び各種団体等の協力を得て、一日合同行政相談所を開設する。

#### 7 ICTの積極的活用

各種会議・研修等の実施に当たっては、本省からの機材の提供状況を踏まえつつ、オンラインでの開催等、ICTの活用についても随時検討し、展開していく。

〈お問合せ先〉

総務省 熊本行政評価事務所

行政相談課 小原

電話:096-324-1662